

通所リハビリテーション

運 営 規 程

| | | | |
|----|--------|-----|-----|
| 施行 | 平成 12年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成 13年 | 11月 | 1日 |
| | 平成 14年 | 6月 | 1日 |
| | 平成 14年 | 9月 | 1日 |
| | 平成 15年 | 5月 | 1日 |
| | 平成 15年 | 9月 | 1日 |
| | 平成 17年 | 8月 | 1日 |
| | 平成 17年 | 10月 | 1日 |
| | 平成 18年 | 4月 | 1日 |
| | 平成 19年 | 9月 | 1日 |
| | 平成 20年 | 3月 | 1日 |
| | 平成 21年 | 4月 | 1日 |
| | 平成 21年 | 12月 | 1日 |
| | 平成 22年 | 4月 | 1日 |
| | 平成 28年 | 7月 | 1日 |
| | 平成 30年 | 5月 | 31日 |
| | 平成 30年 | 8月 | 10日 |
| | 令和 1年 | 11月 | 1日 |
| | 令和 6年 | 4月 | 1日 |

医療法人 芙翔会
介護老人保健施設 愛和ケアホーム

(施設の目的)

第1条 介護老人保健施設愛和ケアホーム（以下「施設」という。）は、施設の環境保全に努め、家庭への復帰を目指す方々に、看護・介護・リハビリを提供し、療養生活の中で、心身の自立を支援していくことを目的としている。

(運営方針)

第2条 希望にあふれた長寿社会の実現を目指し、保健・医療・福祉の一体化に努め、利用者の方々が安心して療養生活が送れるよう、医療ケアと生活サービスによる症状回復を促進していく。日々のレクリエーションや子供とのふれあいを重視し、明るい家庭的な雰囲気で満足のいく施設運営を行う。

又、在宅サービス、介護予防サービス、通所リハビリテーション、介護老人保健施設の総合プログラムの可能性を追求していき、利用者、家族、地域の方々に満足していただける施設にすべく努力する。

- 2 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

| | |
|--------|-------------------|
| 施設名 | 介護老人保健施設 愛和ケアホーム |
| 事業者番号 | 2854080021 |
| 管理者名 | 施設長 立花 光夫 |
| 開設年月日 | 平成3年3月7日 |
| 所在地 | 兵庫県姫路市飯田三丁目95番地の1 |
| 電話番号 | 079-234-2119 |
| FAX 番号 | 079-233-2726 |

(従事者の職種、員数)

第4条 通所リハビリテーションの従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

| | | | |
|---------|----|-------|------|
| 医 師 | 1名 | 支援相談員 | 1名 |
| 介 護 職 員 | 6名 | 理学療法士 | 0.4名 |

なお、員数については、職務の必要上増員する事ができることとする。

(従事者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

医 師 入所者診療、薬剤、リハビリ処方

通所者診療

看護職員 健康管理

医療情報の管理

看護計画

A D L の介護・援助

口腔機能計画

介護職員 A D L の介護・援助

介護計画

健康管理

グループワーク援助

理学療法士 機能回復、維持訓練

日常生活指導及びプログラムの作成

早期離床へ向けてのアプローチ

生きがい・やりがいのある雰囲気づくり

支援相談員 入所者及び通所者家族の処遇上の相談

生活・行動プログラムの作成

レクリエーション等の計画・指導

市町村との連携

ボランティアの指導

管理栄養士 献立作成

栄養管理

生活（料理）の指導等

栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

営業日の午前9時30分から午後4時までを営業時間とする。

年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業とする。

（通常事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、山陽・飾磨東・飾磨西・飾磨中部の4中学校区とする。

（利用定員）

第8条 通所リハビリテーションの利用者定員数は、40人とする。

（1単位 20人 2単位 20人 合計 40人）

但し、利用定員数より当該日の介護予防通所リハビリテーションの実利用者数を差し引いた数とする。

（通所リハビリテーションの内容）

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士等によって作成される通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法等必要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴（特別入浴）介助を行う。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を行う。
- 5 管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行う。
- 6 看護職員が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行う。

（個別計画の提出）

第10条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）から通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

（記録の整備）

第11条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）

- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(利用者負担の額)

第12条 施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当施設が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食費
- (2) 前号に掲げるものの他、当施設のサービス提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用。

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(身体の拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を身体拘束シートに記載し、同意書により利用者家族あるいは身元引受け者に同意を得ることとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修

(年1回以上)の実施

- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに、これを市に通報するものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。
- (2) 指定された場所以外での喫煙は禁止する。
- (3) 宗教の勧誘活動は禁止する。
- (4) 特定の政治活動は禁止する。
- (5) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけることは禁止する。
- (6) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害することは禁止する。

(緊急時の対応)

第16条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要とみとめる場合、協力医療機関での診療を依頼することとする。

又、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は、利用者及び身元引受者が指定する者に対し、緊急に連絡をする。

当施設の協力医療機関は以下のとおりとする。

協力医療機関（併設型）

名 称 医療法人 芙翔会 姫路愛和病院
住 所 姫路市飯田三丁目219番地の1

(非常災害対策)

第17条 当施設の非常災害対策は以下のとおりとする。

- (1) 防火管理者…1名
- (2) 火元責任者…各階2名配置
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会うこと。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にある。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上（夜間1回）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練…年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

（職員の質の確保）

第19条 施設職員の資質向上のために、以下の研修を計画的に実施する。

- (1) 当施設の理念・運営方針を浸透させるための継続的な研修活動。
- (2) ケアサービス等の技術の向上を図るための定期的研修活動。
- (3) 活力ある施設を維持するために、外部研修および関連団体の大会等への参加。
- (4) 専門資格取得のための学習会

（職員の勤務条件）

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人美翔会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第21条 職員は、施設が行う年1回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう、水廻り設備、厨房設備の衛生的な管理を行う。**
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便検査を行う。**
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。**

（守秘義務及び個人情報の保護）

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなつた後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

（その他運営に関する重要事項）

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。**

附則

この運営規程は平成12年 4月 1日より施行する。

この運営規程は平成13年11月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成14年 6月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成14年 9月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成15年 5月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成15年 9月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成17年 8月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成17年10月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成18年 4月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成19年 9月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成20年 3月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成21年 4月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成21年12月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成22年 4月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成28年 7月 1日より一部改正する。

この運営規程は平成30年 5月31日より一部改正する。

この運営規程は平成30年 8月10日より一部改正する。

この運営規程は令和 1年11月 1日より一部改正する。

この運営規程は令和 6年 4月 1日より一部改正する。